

化学肥料低減定着対策事業の ごあんない（第3・4期公募）

国は、肥料価格高騰対策事業の一環として、化学肥料2割削減に向けた取り組みメニューの定着に向けた地域の取組を支援する事業を実施します。本町の第3・4期公募における取組内容については、下記のとおりです

詳しくは、別紙地域計画書【取組個票】を御覧ください



給付額

バラ石灰ケーキの運搬・散布を行う事業者が、町内の農業者と圃場への散布契約を締結した場合、その散布した数量に応じて散布料の一部を支援します。
（散布料の1/2以内の支援金を給付します。）

※ 申請額が予算額に達した場合は、事業者ごとの販売額に応じて案分した金額を交付します。



対象

令和5（2023）年6月1日から、令和6年3月末日までに事業者が圃場に散布したバラ石灰ケーキが支援の対象となります。
（令和6年1月末日までに散布契約を締結しているものに限る）

申請の方法

支援金の申請は、芽室町農業協同組合や事業者が、石灰ケーキを散布した町内の農業者リスト、散布した石灰ケーキの数量・納品日・散布額が確認できる書類（注文書、領収書又は請求書等）を添えて、令和6年2月16日（金）までに、芽室町農業再生協議会に行っていただきます。

支援金の流れ

北海道肥料コスト低減体系
緊急転換事業推進協議会

芽室町農業
再生協議会

芽室町農業協同組合
又は事業者

農業者等



芽室町農業再生協議会（事務局：農林課農業振興係）

TEL 62-9725 Mail n-nougyou@memuro.net